

岩手県告示第869号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年12月10日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 鎌田工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪126番地2
  - ウ 代表者の氏名 鎌田孝
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2607号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年12月11日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 T・N興産
  - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町板沢9地割4番地31
  - ウ 代表者の氏名 林崎光彦
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第40107号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月10日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年12月14日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社マルイチ
  - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第35地割7番地2
  - ウ 代表者の氏名 石橋洋
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第140045号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月13日付けでとび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。